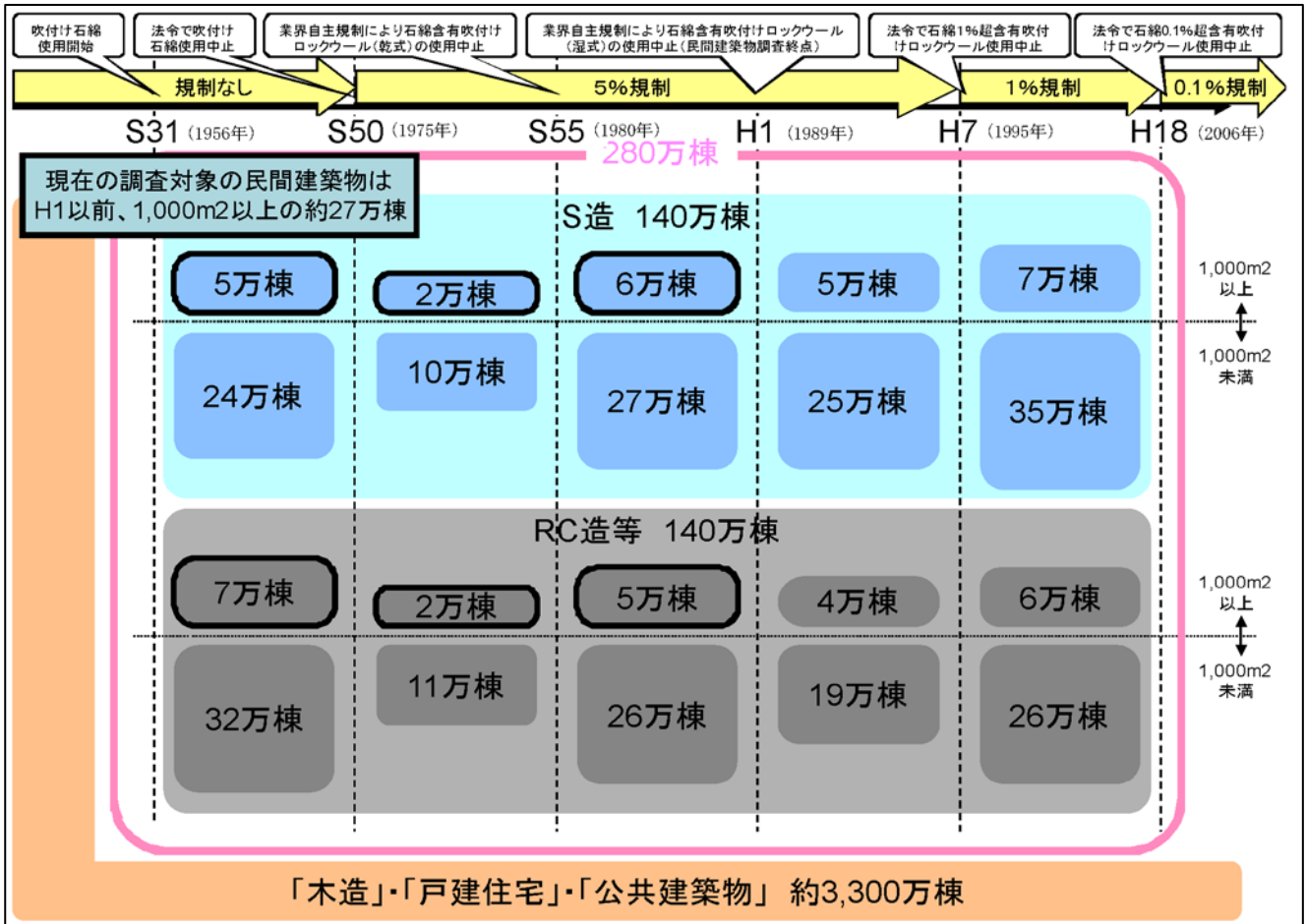


(2) アスベスト台帳の整備の促進

勸 告	説明図表番号
<p>アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物<sup>(注1)</sup>は、国土交通省の推計によると、約280万棟に及ぶものとされている。このうち、昭和31年から平成元年までに施工された建築物で床面積がおおむね1,000㎡以上のもの約27万棟については、項目4(1)ア(ウ)のとおり、国土交通省による民間建築物アスベスト使用実態調査を通じて、当該使用実態の把握が進められている一方、1,000㎡未満の建築物や平成2年以降に施工された建築物については、該当する建築物の数が膨大となることもあって、当該使用実態が把握されておらず、その的確かつ効率的な把握方法が課題となっていた。</p> <p>(注1) 安衛法により、重量比0.1%超のアスベスト含有建材の製造、使用等が禁止された平成18年9月1日の前日までに建築確認がなされた、戸建て住宅、木造建築物及び公共建築物を除く全ての建築物</p>	表4-(2)-①
<p>このため、国土交通省は、調査マニュアルを作成し、地方公共団体に対して、アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物について、当該使用実態に係る調査等を的確かつ効率的に実施する際の参考として示している。</p> <p>この調査マニュアルにおいては、上記調査の実施等に当たり、①該当する建築物の数が膨大となることに鑑み、建築時期や建築物の用途により優先順位を付けて計画的に調査を進める必要があること、②調査により把握した情報をアスベスト台帳として整備し、これを適時に更新できるようデータベース化して管理していく必要があることなどを示している。</p> <p>また、調査マニュアルでは、アスベスト台帳を整備することにより、平常時における大防法等に基づく届出漏れの把握や解体等工事の現場への指導、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露のおそれがある建築物の早期特定やその情報の迅速な提供などにも活用できるとしている。</p>	表4-(2)-②
<p>なお、国土交通省は、アスベスト台帳の整備を促進するため、地方公共団体が実施する当該台帳のデータベース化を対象とした助成制度（社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（住宅・建築物アスベスト改修事業））を設けている。</p> <p>今回、39県市におけるアスベスト台帳の整備状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	表4-(2)-③
<p><b>(台帳の整備状況)</b></p> <p>調査した39県市のうち、32県市においては、調査対象とする建築物の範囲は異なるものの、建築物におけるアスベスト含有建材の使用実態を調査し、アスベスト台帳の整備（整備中を含む。以下同じ。）を進めている（整備済み<sup>(注2)</sup>16県市、整備中16県市）が、残る7県市においては、当該台帳を整備しておらず、また、今後も整備の予定がないとしている。</p> <p>(注2) 整備済みとは、各県市が調査対象としている建築物全てに対して調査が行われ、調査結果がアスベスト台帳に入力済みである状態を指す。</p>	表4-(2)-④

<p><b>(台帳整備の対象範囲)</b></p> <p>アスベスト台帳を整備している県市において、当該台帳の対象建築物の範囲をみると、アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物全てを対象とするものは10県市（全て整備中）にとどまり、残る22県市では、①国土交通省による民間建築物アスベスト使用実態調査の対象である平成元年までに施工された、床面積がおおむね1,000㎡以上のものを対象建築物とするもの（9県市、全て整備済み）、②民間建築物アスベスト使用実態調査の対象に加え、建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期報告の対象を台帳の対象建築物とするもの（3県市、うち整備済み2県市、整備中1県市）など、対象建築物の範囲を限定している。</p> <p>このようにアスベスト台帳の対象建築物の範囲を限定している理由について、調査した県市は、①対象建築物の範囲を現行以上に拡大した場合、それによる業務量の増加に伴う要員確保が難しいこと（13県市）、②アスベスト規制の経緯からみて、平成2年から18年までの間に施工された建築物はアスベスト含有建材が使用されている可能性が低いと考えられること（7県市）等を挙げている。</p> <p>しかしながら、平成2年以降に施工された建築物又は1,000㎡未満の建築物であっても、アスベスト含有建材の使用が判明した例があり、これに鑑みれば、該当する建築物の数が膨大であっても、調査マニュアルでも示されているとおり、建築時期等を考慮して優先順位付けを行い、順次、当該使用の実態を把握し、その結果に基づきアスベスト台帳の整備を進める必要があると考えられる。</p> <p><b>(台帳整備の理解促進)</b></p> <p>他方、アスベスト台帳を整備していない県市は、その理由について、①国土交通省による民間建築物アスベスト使用実態調査の結果台帳（冊子）等があることからアスベスト台帳を整備する必要性を感じていないこと又は当該整備によって得られる効果が分からないこと（3県市）、②台帳整備に係る業務量の増加に伴う要員確保が難しいこと（4県市）を挙げており、アスベスト台帳の整備の必要性が十分理解されていない状況にある。</p> <p>しかしながら、アスベスト台帳の整備を行っている県市の中には、当該台帳を、平常時における大防法に基づく届出漏れの確認などに活用している例や、地図情報システムと連携させ災害時における住民の避難場所や避難ルートの検討に活用することとしている例などがみられた。このように、平常時及び災害時にアスベスト台帳を活用して、アスベストによる健康被害の発生防止に役立てていく必要があると考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、国土交通省は、アスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する観点から、県市に対し、アスベスト台帳の整備の必要性、活用例及び効率的な整備方法を改めて周知徹底し、同台帳の整備を促す必要がある。</p>	<p>表4-(2)-⑤</p> <p>表4-(2)-⑥</p> <p>表4-(2)-⑦</p> <p>表4-(2)-②（再掲）</p> <p>表4-(2)-⑧</p> <p>表4-(2)-⑨</p>
--	---

表 4-(2)-① アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物の数



(注) 国土交通省の資料による。

表 4-(2)-② 「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(平成 26 年 11 月国土交通省)(抜粋)

■ はじめに  
 本マニュアルは、主として、地方公共団体の建築行政に関わる職員が、民間建築物における石綿の使用実態の把握を行う際に参考とされることを目的としている。  
 (略)

1. 建築物のアスベスト対策の現状と課題  
 1-2. アスベスト使用実態調査の必要性  
 (略)  
石綿含有建材の中でも特に吹付け石綿は劣化により石綿繊維を飛散させるおそれがあることから、早急な対策が求められる。鉄骨造や鉄筋コンクリート造のおよそ280万棟の建築物を調査対象とし、その中でも、吹付け石綿等に対する規制などの経緯から建築時期の古い建築物を優先的な調査対象とすることが考えられる。建築物に石綿含有建材が使用されているか否かの調査について、国の助成制度は整備されているものの、建築物における石綿含有建材の使用実態の把握は決して進んでいるとはいえない。

1-3. アスベスト使用実態調査の手順  
対象となる建築物の数が膨大であることから、建築時期や建築物の用途により優先順位を付けて計画的にアスベスト対策を実施する必要がある。優先順位を決めるにあたり、まず現状を把握することが重要であり、そのために対象となる建築物の基本情報に関する台帳を整備することが必要となる。調査対象となる建築物に係わる基本情報を棟単位で把握すると共に、台帳にこれらの基本情報を記録しデータベース化し管理することにより効率的に調査を推進させることができる。

(略)

### 3. アスベスト使用実態調査の優先順位

吹付けアスベスト等が使用されている可能性や万が一吹付けアスベスト等が飛散した場合の健康影響の大きさ等に着目して優先順位を設定する。下記に優先順位の考え方を示す。

#### (1) 建築時期による優先順位

建築時期による優先順位を表3.1に示す。

石綿含有量の法規制がなかった時期に建設された建築物の優先度は高い。また、石綿含有吹付けロックウール（乾式）が業界の自主規制で使用中止になる以前に建設された建築物は次に優先度が高い。

表3.1 建築時期による優先順位

優先順位	建築時期	備考
第1優先	昭和50年までの建築物	昭和50年に法令で含有量5%超の石綿吹付け作業を原則禁止
第2優先	昭和51年から昭和55年までの建築物	昭和55年に業界による自主規制により、石綿含有吹付けロックウール（乾式）の使用中止
第3優先	昭和56年から平成7年までの建築物	平成7年に法令で含有量1%超の石綿吹付け作業を原則禁止
第4優先	平成8年から平成18年までの建築物	平成18年に法令で含有量0.1%超の石綿含有物の製造・使用を全面禁止

#### (2) 未成年者が長く滞在する建築物を優先

石綿関連疾患のひとつである中皮腫は、暴露してから発症するまでの潜伏期間が平均40年前後とされており、未成年者が長く滞在する建築物については、優先的に調査対象とすることが考えられる。

民間建築物としては民間の保育園、幼稚園、図書館、学習塾、病院（小児科棟）などが該当する。

#### (3) 災害時の緊急利用が求められる建築物を優先

日本は地震国であり、大規模地震の発災後、最低限の清掃や補修のみにより、すぐに一定の機能を発揮することが求められる建築物（災害拠点や緊急避難施設）については、災害に備えて、優先的に調査の対象とすることが考えられる。

民間建築物としては災害拠点や緊急避難施設に指定された旅館、ホテル、病院、寺社、大規模商業施設などが該当する。

#### (4) その他に配慮すべき事項

##### (4-1) 優先順位の高い建築物の構造など

防火規制に該当する建築物または下記の構造の建築物には石綿含有建材が使用されていた可能性が高いため優先順位が高い。

- ・建築基準法の防火規制に該当する建築物

（建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを、準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられており、これらに石綿含有建材が使われることがあった。）

- ・3階以上のS造の建築物※1
- ・防火地域や準防火地域の一定規模以上の建築物
- ・調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室などの部屋を有する建築物※2

※1 主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などに耐火被覆材が使用されていることが多い。

※2 これらの部屋の壁・天井を準不燃材料とすることが義務付けられており、これらの不燃材料に石綿含有建材が使われることが多かった。

(略)

## 4. 台帳の整備

### 4-1. アスベスト台帳（基本情報）の整備

民間建築物のアスベスト実態調査は対象となる建築物の数が膨大であることから、調査の効率化を図るためのデータベース化が必要であり、建築時期や建築物の用途により優先順位を付けて計画的に実施する必要がある。計画的な実施にあたり、まず現状を把握することが必要であり、そのためにアスベスト台帳（基本情報）の整備は必要不可欠なものである。

（略）

#### (1) データベース化すべき建築物

平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建て住宅、木造建築物、公共建築物を除く全ての建築物を対象とする。

\*平成18年8月31日は改正労働安全衛生法施行令が施行される前日

（略）

## 7. 関係部局との連携

### 7-1. 大気汚染防止法関連業務への情報提供

（略）

アスベスト台帳（調査結果）を整備しておけば届出が必要な建築物であることが事前に判明するため、届出がない場合には立入検査の対象にすることにより届出の漏れが少なくなる。特に石綿がないものとして解体されないように、通常使用時からの把握が重要である。また、アスベスト台帳（調査結果）は届出の記載内容の確認にも活用できる。

### 7-2. 労働安全衛生法関連業務への情報提供

（略）

大気汚染防止法関連と同様に、アスベスト台帳（調査結果）の情報は届出の漏れの削減や届出の記載内容の確認に活用できる。また、調査結果は、石綿障害予防規則に基づく事前調査にも活用できるので、調査推進にあたっての参考とされたい。

### 7-3. 建設リサイクル法関連業務への情報提供

（略）

大気汚染防止法関連と同様に、アスベスト台帳（調査結果）と照合し、事前調査の確認漏れの削減や事前届出の記載内容の確認に活用できる。また、調査結果は、建設リサイクル法に基づく事前調査にも活用できるので、調査推進にあたっての参考とされたい。

### 7-4. 災害時の対応

阪神淡路大震災や東日本大震災での被害の教訓から、平時に計画的にアスベスト実態調査を推進し、石綿含有建材の存在を把握しておくことが重要であると認識されるようになった。また、地域防災計画及び震災・水害廃棄物処理計画の中で、一時保管場所における受入対象品目の整理や区分の検討においてアスベスト台帳（調査結果）の情報が参考になる。

災害時には全壊、半壊した建築物を解体する場合、石綿の飛散が懸念される。災害時における石綿飛散防止のマニュアルによると、被災した建築物等の解体及び補修に先立って、立入りが可能な建築物の場合は事前調査を行うことが原則とされている。アスベスト台帳（調査結果）が整備されていれば事前調査の代用になり、スムーズに解体工事が行える。事前に囲い込みや封じ込めも含めて石綿の有無が判明するため、災害廃棄物に石綿が混入されないよう石綿を除去・分別し、石綿の飛散防止や暴露防止の措置を図ることができる。一方、安全面から立入り不可の場合は、散水による湿潤化等の飛散防止措置をとって「注意解体」することになるが、アスベスト台帳（調査結果）の情報により囲い込みや封じ込めも含めて石綿有りの場合は特に慎重な解体を行うよう注意を喚起することが可能となる。以上のことから災害時にアスベスト台帳（調査結果）をスムーズに活用できるように事前に取り決めておくことは極めて重要である。災害時は他都市からの応援もあり、緊急対策部署が急遽立ち上がる場合もあるため、必要な部署がアスベスト台帳（調査結果）を活用できるようにしておくことが必要である。アスベスト台帳（調査結果）は個人情報であるため、情報の共有化や取り扱いを平時に関連部署および地方公共団体内で調整しておく必要がある。

また、東日本大震災で津波被害を受けた地域では地元の分析機関も被害を受け、遠方の分析機関に分析を依頼するなど分析に時間がかかった。スムーズに解体工事を行うためにもアスベスト台帳（調査結果）の整備が望まれる。

(注) 下線は当省が付した。

表4-(2)-③ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金における住宅・建築物アスベスト改修事業の概要

(目的)		
住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、住宅・建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対し支援を行う		
(概要)		
	アスベスト含有調査等	アスベスト除去等
対象建築物	○吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある住宅・建築物	○吹付けアスベスト等が施工されている住宅・建築物
交付内容	○住宅・建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査に要する費用 (アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。)	○住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み、又は吹付けアスベスト等が施工されている住宅・建築物の除却に要する費用(※) (※) 除却の場合、アスベスト除去等に要する費用相当分のみ
国費率	○国100% (限度額は、原則として25万円/棟。民間事業者が実施する場合は、地方公共団体経由で補助)	○地方公共団体が実施する場合：国1/3以内 ○民間事業者が実施する場合：国1/3以内又は地方公共団体の補助額の1/2以内のいずれか低い額

(注) 「社会資本整備総合交付金交付要綱」(平成22年3月26日制定。27年4月9日最終改正)等に基づき、当省が作成した。

表4-(2)-④ 調査した県市におけるアスベスト台帳の整備状況

区分	県市数 (県市名)
整備(整備中を含む)	32県市 (北海道、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、熊本県、札幌市、さいたま市、千葉市、千代田区、新宿区、大田区、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市)
未整備(今後も整備の予定なし)	7県市 (埼玉県、広島県、仙台市、相模原市、大阪市、堺市、岡山市)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(2)-⑤ 調査した県市におけるアスベスト台帳の整備の対象建築物の範囲  
(総括表)

対象建築物の範囲	県市数及び整備状況 (県市名)
アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物全て（平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建て住宅、木造建築物、公共建築物を除く全ての建築物）及びこれとほぼ同等の範囲を対象とするもの	10県市（全て整備中） （千葉県、熊本県、さいたま市、千葉市、新宿区、横浜市、川崎市、新潟市、神戸市、広島市）
民間建築物アスベスト使用実態調査の対象としていた平成元年までに施工された建築物のうち床面積がおおむね1,000㎡以上のもの	9県市（全て整備済み） （神奈川県、新潟県、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県、静岡市、名古屋市、熊本市）
民間建築物アスベスト使用実態調査の対象範囲に加え、建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期報告の対象建築物	3県市（整備済み2県市、整備中1県市） （宮城県、東京都、京都府）
その他（一定規模以上の民間建築物など）	10県市（整備済み5県市、整備中5県市） （北海道、静岡県、福岡県、札幌市、千代田区、大田区、浜松市、京都市、福岡市、北九州市）

(注) 当省の調査結果による。

(個別一覧)

県市名	整備状況	対象建築物の範囲
北海道	整備済み	床面積500㎡以上の民間建築物
宮城県	整備済み	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・定期報告対象建築物
埼玉県	未整備	—
千葉県	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建住宅、木造住宅を除く建築物
東京都	整備済み	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・定期報告対象建築物
神奈川県	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
新潟県	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
静岡県	整備済み	昭和31年から平成元年までに建築した床面積300㎡以上の民間建築物
愛知県	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
京都府	整備中	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・定期報告対象建築物
大阪府	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
兵庫県	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
岡山県	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
広島県	未整備	—
福岡県	整備済み	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・平成2年度から8年度までに施工した床面積1,000㎡以上の民間建築物
熊本県	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建住宅、木造住宅を除く建築物
札幌市	整備済み	平成2年までに施工された、定期報告の対象建築物（木造を除く。）
仙台市	未整備	—

縣市名	整備状況	対象建築物の範囲
さいたま市	整備中	区内の既存建築物全て
千葉市	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建住宅、木造住宅を除く建築物
千代田区	整備中	・定期報告対象建築物 ・アスベストに係る補助事業を利用した建築物
新宿区	整備中	区内の既存建築物全て
大田区	整備中	昭和46年以降に施工された建築物
横浜市	整備中	平成20年1月までに課税台帳に登録された全ての建築物
川崎市	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建住宅、木造住宅を除く建築物
相模原市	未整備	—
新潟市	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、木造住宅、軽量鉄骨建築物を除く建築物
静岡市	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
浜松市	整備済み	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・昭和31年度から平成2年度までに施工された、床面積300㎡以上1,000㎡未満の建築物 ・防火・準防火地域内にある昭和31年度から平成8年度までに施工された、床面積300㎡以上1,000㎡未満の建築物
名古屋市	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物
京都市	整備中	平成17年度当時の消防防火対象物台帳に記載されていた床面積1,000㎡以上の建築物（戸建住宅、木造建築物を含む）
大阪市	未整備	—
堺市	未整備	—
神戸市	整備中	平成20年度の建築確認台帳に記載されている全ての民間建築物
岡山市	未整備	—
広島市	整備中	平成18年8月31日までに建築確認がなされた、戸建住宅、木造住宅を除く建築物
福岡市	整備中	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・床面積1,000㎡未満で鉄骨造3階建て以上の倉庫、車庫及び店舗
北九州市	整備中	・民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物 ・平成元年までに建築された床面積1,000㎡未満の非木造建築物
熊本市	整備済み	民間建築物アスベスト使用実態調査の対象建築物

(注) 当省の調査結果による。



表4-2-⑥ 台帳整備の対象建築物の範囲を限定している主な理由

主な理由	縣市数 (縣市名)
① 対象建築物の範囲を現行以上に拡大した場合、それによる業務量の増加に対応するための要員確保が難しい	13縣市 (宮城県、東京都、新潟県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、札幌市、静岡市、京都市、熊本市)
② アスベスト規制の経緯からみて、平成2年以降18年までの間に施工された建築物はアスベスト含有建材が使用されている可能性が低いと考えられる	7縣市 (神奈川県、静岡県、千代田区、大田区、浜松市、名古屋市、福岡市)

(注) 当省の調査結果による。

表4-2-⑦ 平成2年以降に施工された建築物又は1,000㎡未満の建築物から、アスベスト含有建材の使用が判明した例

区分	縣市名	概要
平成2年以降に施工された建築物において、アスベスト含有建材の使用が判明したもの	福岡県	平成2年度から8年度までに施工した、床面積1,000㎡以上の民間建築物538件を抽出し、アスベスト含有建材の使用実態を17年8月に調査した結果、23件において吹付けアスベストの使用が判明した。
1,000㎡未満の建築物において、アスベスト含有建材の使用が判明したもの	横浜市	昭和50年以前に建築された駐車場、工場及び体育館等のうち床面積1,000㎡未満の建築物3,384件を抽出し、アスベスト含有建材の使用実態を平成24年度から26年度に調査した結果、31件において吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールの使用が判明した。

(注) 当省の調査結果による。

表4-2-⑧ アスベスト台帳を整備しない主な理由

主な理由	縣市数 (縣市名)
① 国土交通省による民間建築物アスベスト使用実態調査の結果台帳(冊子)等があることからアスベスト台帳を整備する必要性を感じていない、又は当該台帳整備によって得られる効果が分からない	3縣市 (埼玉県、仙台市、大阪市)
② 台帳整備に係る業務量増に伴う要員確保が難しい	4縣市 (広島県、相模原市、堺市、岡山市)

(注) 当省の調査結果による。

表4-(2)-⑨ アスベスト台帳の活用例（予定を含む。）

区分	縣市名	概要
平常時	静岡市	アスベスト台帳に建設リサイクル法に基づく届出情報（届出に含まれるアスベストの有無）を入力しており、当該情報を大防法に基づく届出漏れの確認に活用（所管部署に提供）している。
平常時	北九州市	<p>労基署と合同で実施する「アスベストばく露対策共同パトロール」の対象建築物の選定（アスベスト含有建材の除去等の措置が未完了の建築物など）に活用している。</p> <p>また、建設リサイクル法に基づく届出の審査において、アスベスト含有建材の除去等の措置が未完了の建築物の情報を活用し、届出内容が適切か確認している。</p>
災害時	札幌市	平成25年度から、アスベスト台帳等や地図情報ソフトウェアを用いて、アスベスト含有建材が使用された建築物の所在情報等を入力した「アスベストマッピング」の作成を開始しており、これを災害時における住民の避難場所・避難ルート等の検討など、災害時におけるアスベスト対策に活用することとしている。
災害時	神戸市	アスベスト台帳の情報を建築物情報マップに入力し、災害時のアスベスト対策に活用することを検討予定としている。

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「区分」欄について、平常時にアスベスト台帳を活用している県市は「平常時」、災害時にアスベスト台帳を活用している県市は「災害時」としている。